

原子力発電所の安全確保および防災対策に関する申入れ

これまでからも、原子力発電所の万全の安全対策を求めるとともに、滋賀県原子力安全対策連絡協議会等において説明を求めてきたが、県民の原子力発電所に対する不安は払しょくされていない。

原子力災害が発生した際には、影響を受ける恐れがある本県としては、防災対策・避難計画が多重的、重層的に確立された、実効性ある多重防護体制が構築されていることが必要と考えているが、まだ道半ばである。

原子力災害時の実効性ある多重防護体制を構築するためには、原子力事業者との連携協力体制が不可欠である。このような状況の中、平成30年3月に、東海第二発電所では、立地自治体以外の30キロ圏内の5市とも再稼働の事前了解を含む協定を締結した。それぞれの地域の事情は異なるが、万一の原子力災害時には、その影響は立地自治体を超えて拡大し得ることを前提とした安全協定の在り方を追求していく必要がある。

こうした状況を踏まえ、原子力発電所の安全確保および防災対策について下記の事項について、改めて申入れる。

記

1 原子力発電所の安全確保の徹底

原子力発電所における工事や準備作業、核物質防護規定遵守について、事業者が責任を持って、安全かつ適切な運用・管理をするなど、原子力発電所の安全確保を徹底すること。

今後進められる廃止措置は、前例も少なく、数十年にもわたる長期的な取り組みとなることから、万全の安全対策を講じ、県民の安全・安心の確保に努めること。

2 原子力防災対策への協力

琵琶湖水のモニタリング、避難車両の提供、原子力防災訓練への参画など周辺自治体が行う防災対策への更なる協力を行うこと。

3 安全協定の適切な運用

新たに追加した廃止措置項目も含め、安全協定を適切に運用し、自治体との連携協力体制の構築を進めること。

また、40年を超えた原子力発電所の再稼働については、県民の不安も大きいことから、安全対策について滋賀県原子力安全対策連絡協議会等において説明を尽くすこと。

4 安全協定の内容充実に向けた協議の継続について

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域に含まれる自治体間に、安全協定の内容に差が生じないように見直すなど、安全協定の内容充実に向け、今後も引き続き協議を行うこと。

平成31年3月27日

関西電力株式会社
取締役社長 岩根 茂樹 様

滋賀県知事 三日月 大造